

暴力団排除条例に基づく区民祭での対応について

(1) 背景

平成 21 年から平成 22 年にかけての暴力団員による銃器発砲事件や、暴力団幹部とその威力を利用した貸金業者が法外な利息を得ていた事件など、繁華街、住宅街で県民に不安を与える凶悪事件や、市民の身近な社会経済活動等を資金源とする事件が発生しています。

このような情勢を背景に、全国的にも暴力団排除の機運が高まり、神奈川県において「社会対暴力団の構図を確立すること」、「暴力団の影響を経済活動から排除し、暴力団の資金源対策を徹底すること」等を柱とする神奈川県暴力団排除条例が平成23年4月1日に施行されました。この条例では、県、県民、事業者等の役割を明らかにし、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的としています。

また、平成24年4月1日には、市の事務事業における暴力団排除について定めた川崎市暴力団排除条例が施行されています。

(2) 多摩区民祭における対応について

多摩区民祭実行委員会では、神奈川県暴力団排除条例等の施行を受け、区民祭への暴力団等反社会的勢力の関係者の出店を防止するため、申込みをされた方が暴力団等関係者でないことが警察への照会で確認できない場合は出店をお断りさせていただくこととしております。

警察への照会に当たっては氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所(会社・団体の所在地ではなく、代表者等の居住地となります。)などの情報が必要となるため、申込書類にその情報を記載する項目を設けています。

また、神奈川県イベント商業協同組合は暴力団等と関わりのない露天商等の組合であることから、暴力団等関係者でないことを確認するため、組合員番号を記載する欄を設けています。